

「認定新規就農者」になりましょう

～あなたも「新・やまがた農業人!」～

「認定新規就農者」とは、農業経営開始後5年目の目標を示した「青年等就農計画」を市町村に提出し、「地域農業の新たな担い手」として認定された新規就農者のことを言います。

国・県・市町村などの行政機関や農業関係機関は、認定新規就農者に対して、集中的に支援措置を講じます。

対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等

- ①青年（原則18歳以上45歳未満）
- ②特定の知識・技能を有する中高年齢者（45歳以上65歳未満）
- ③上記の者が役員の過半数を占める法人

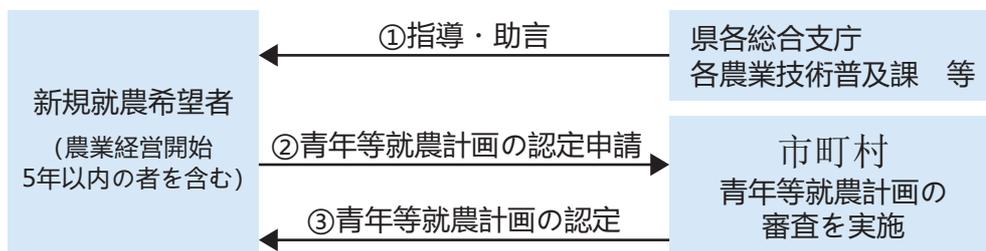
青年等就農計画の作成

将来の構想、所得目標をまとめる

- 青年等就農計画の策定については、市町村、県各総合支庁各農業技術普及課などに相談する。

青年等就農計画の申請・認定

認定までの流れ



晴れて認定新規就農者

認定新規就農者のメリット

- 関係機関から濃密な指導が受けられる。
- 青年等就農資金の借受けができる。
- 農業次世代人材投資資金（経営開始資金）等の助成が受けられる。